

第2次芦屋市市民マナー条例推進計画 施策評価報告書

令和 6 年 3 月
市民マナー条例推進連絡会

はじめに

第2次芦屋市市民マナー条例推進計画（以下「第2次推進計画」という。）は、平成31年3月に策定された計画で、計画期間は「令和元年度から令和5年度」までの5年間となっており、3年目には取組の中間検証を、5年目には成果指標に基づく評価及び計画の見直しを行うこととされている。

本報告書は、推進計画の最終年にあたる令和5年度において、第2次推進計画に掲載されている2つの基本目標別の具体的な取組の達成状況や施策の評価・課題等を整理し、第3次推進計画に反映させるものである。

1. 基本目標別の検証まとめ

（1）基本目標1

違反行為をしない・させない「人づくり」（ソフト面）
～違反行為の特性に応じた取組を推進しよう～

◆具体的な取組の達成状況

評価	項目数
○ある程度できた	13
△実施したが十分ではない	8
×実施できなかった	3
☆着手したことに意味があり、今後拡充を検討	1

※詳細は別紙、「進捗管理表」参照

◆評価

概ね推進計画に沿った取組が実施できている。

取組の柱1 違反行為の特性に応じた啓発

計画期間を通して新型コロナウイルス感染症のまん延により、市内でのイベント開催が相次いで見送られたことから、人が集まって実施する啓発機会は減少しており、併せて関連する啓発グッズなどの作製も見送ってきた。

このような状況下でも、「芦屋わがまちクリーン作戦」実施時に芦屋市環境衛生協会と合同で規模を縮小して啓発キャンペーンを実施したことや、犬の飼い主に狂犬病予防注射の案内を送付する際に啓発チラシを同封する等、実現可能な範囲で啓発活動を持続することができたことは評価できる。

取組の柱2 子どもの頃からの意識・関わりづくり

環境施設課が実施する、市内小・中学生を対象とした「住みよい芦屋をつくる」ポスター展の応募作品の中から、歩きたばこ禁止やポイ捨て、犬のふんの放置禁止など、マナー条例に関する優秀作品を「市民マナー条例賞」として選出し、市ホームページへ掲載することや市役所に展示することで、多くの人に向けて、マナー条例への興味・関心をもつ機会を創出できたことは評価できる。

取組の柱3 市外からの来訪者に向けた情報発信

上記作品を啓発看板として市内公共施設や公園等へ設置したことで、市民のみならず、市外からの来訪者の目にとまりやすいようにしたことに加えて、情報発信のツールとして、市ホームページやSNS等を積極的に活用するなど、あらゆる手段・方法を用いた情報発信を行ったことは評価できる。

◆課題等

過料処分件数は、減少傾向にあるものの、市外来訪者の割合が高いことから、市外来訪者へ向けた更なる情報発信が求められる。

(2) 基本目標2

違反行為をしない・させない「環境づくり」(ハード面)
～地域の特性に応じた取組を推進しよう～

◆具体的な取組の達成状況

評価	項目数
○ある程度できた	13
△実施したが十分ではない	4
×実施できなかった	1
☆着手したことに意味があり、今後拡充を検討	3

※詳細は別紙「進捗管理表」参照

◆評価

概ね推進計画に沿った取組が実施できている。

取組の柱4 監視・指導体制の整備

市民マナー条例指導員(以下、「マナー指導員」という。)による巡回エリアを喫煙禁止区域だけでなく違反の多い地域へ広げたことや、巡回時

に通行人への声かけを実施したことは、巡回体制の拡充といえる。

さらに、新たな犬のふんの放置対策として取り入れた「イエローチョーク作戦（※）」は、行政のみならず、市民と協働する体制づくりの一助となっていることから、今後の拡充が期待される。

取組の柱5 各種団体等との協力体制の構築

新型コロナウイルス感染症のまん延により、取組の柱1のとおり、市内でのイベント開催が相次いで見送られたことや啓発キャンペーンの機会が減少したこともあり、市と各種団体等とで協力して実施する取組は十分に実施できていないなか、自治会や青少年育成愛護委員等の自治組織のなかには自発的にイエローチョーク作戦に取り組まれていることが確認でき、マナー条例の趣旨が浸透していることが伺えた。

取組の柱6 美しいまちなみと調和した啓発物等の整備

マナー指導員の巡回エリアを拡大したことにより、看板の劣化や破損状況の確認が進み、結果として啓発物の修繕・更新作業を効率的に進めることができている。

また、喫煙禁止区域内の掲示物を、「芦屋市公共サイン計画」に基づいたデザインへと変更したことで、美しいまちなみと調和した、市民にとって親しみやすく、「芦屋らしさ」を象徴する優良な景観づくりに寄与することができており、今後も継続が必要と考える。

◆課題等

各種団体等との協力体制の構築には至っていないものの、マナー指導員の巡回エリアの拡大や巡回時の声かけ等の実施により、相談件数・過料処分件数とも減少傾向にある。

また、マナー指導員では対応できない時間帯への対応として実施した、犬のふんの放置対策としてのイエローチョーク作戦は、自治組織が自発的に実施していることから、まちを汚させない環境づくりの一環として効果が表れている。

こうした環境づくりの維持には、今後も継続した周知啓発が重要である。

※ イエローチョーク作戦…放置された犬のふんをチョークで囲み、発見日時を記載すること等を繰り返し行うことで、地域が目光らせていることを飼い主に伝え、ふんの放置を抑制する手法。

2. 総括

令和元年度に第2次推進計画がスタートし、さまざまな施策に取り組んできたが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症のまん延により、啓発キャンペーン活動といった、人が集まって実施する取組を十分に推進することはできなかった。

そのような状況下でも、マナー指導員による巡回体制の拡充や、啓発看板の補強・増設により、相談件数、過料対象件数を減らすことが出来たことから、取組の効果があったといえる。

また、各種団体等との協力体制の構築については十分な取組は実施できなかったものの、自治組織において自発的にイエローチョーク作戦に取り組まれていることから、市全体としてまちを汚させない環境づくりや、住みよいまちをつくる意識が着々と高まりつつあることが確認できた。

これは、成果指標である「芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思う市民の割合」が、令和5年度が88.5%となり、前回の平成29年度の87.4%から1.1ポイント向上していることから伺える。

一方、見えてきた課題として、第1次推進計画がスタートした平成26年度以降、相談内容は、「犬のふんの放置」と「喫煙関係（市外来訪者の割合が高い）」の2つに集約されつつあることが挙げられる。

これらを踏まえ、次期推進計画では、こうした課題解決に特化した取組に注力することが望まれる。